

学校安全の推進に関する組織体制の整備と地域等との連携について
～複雑化・多様化する課題に対応するための、実効的・持続的で安全・
安心な学校づくりに向けて～

審議のまとめ（案）

令和●年●月●●日

学校安全の推進に関する有識者会議

目次

| | |
|---|----|
| はじめに | 2 |
| 1 学校安全を推進するための組織体制の整備・充実に関するこれまでの議論 | 3 |
| 2 学校安全を推進するための地域や関係機関等との連携体制の整備 | 4 |
| (1) 基本的な考え方 | 4 |
| (2) 地域や関係機関等と連携した取組の実効性を高めるための留意点 | 5 |
| (3) 今後の施策に関する提言 | 6 |
| 3 学校安全の中核を担う教職員及び校内組織体制の整備・充実 | 7 |
| (1) 基本的な考え方 | 7 |
| (2) 各教職員に求められる役割 | 8 |
| (3) 今後の施策に関する提言 | 10 |
| 4 教職員の学校安全に関する資質能力の向上とそれを支える環境整備 | 11 |
| (1) 基本的な考え方 | 11 |
| (2) 今後の施策に関する提言 | 12 |
| 学校安全の推進に関する有識者会議について | 15 |
| 学校安全を推進する組織体制の在り方検討ワーキンググループについて | 17 |

はじめに

我が国は、近い将来に発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨などの自然災害のリスクに直面しています。また、学校における活動中の事故や学校への不審者侵入事件、登下校中における事件・事故、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案、SNSの利用による犯罪など子供の安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化しています。このような中、学校は、児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるよう、安全の確保が保障されることが不可欠の前提です。

令和4年3月25日に閣議決定された「第3次学校安全の推進に関する計画」においては、過去の悲しい事件・事故・災害被害等の経験を繰り返さないために、これまでの知見を今後の学校安全の取組に活かすことはもとより、学校外の専門的な知見や地域からの協力を得て、学校安全に関わる取組に反映していくとともに、学校安全の各領域に関わる多様な主体と学校との協働を継続的に進めていくことなど、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭・地域・関係機関等との連携・協働による学校安全を推進していくことが示されています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省に設置した「学校安全の推進に関する有識者会議」において、学校安全を組織的に推進するための専門的な議論を進めるため、「学校安全の推進に関する組織体制の在り方検討ワーキンググループ」を同有識者会議の下に設置し、「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」結果や、学校及び学校の設置者等へのヒアリング等を踏まえて検討を重ね、同有識者会議において、この検討結果を取りまとめるに至りました。

この「審議のまとめ」では、各地域における課題等を踏まえつつ、安全教育や安全管理等の学校安全の取組の実効性を高めるとともに、それを持続的なものとするため、地域や関係機関等との連携体制整備や学校安全の中核を担う教職員及び校内体制の整備充実、教職員の学校安全に関する資質能力の向上とそれを支える環境整備について、その実現に向けた施策に関する提言を示しています。

これを踏まえ、国においては、各都道府県等の学校安全担当課や学校の設置者等と連携しながら、各学校において学校安全の組織的な推進体制が整備され、その取組が充実されるよう、好事例の展開を含む必要な情報発信や助言、研修実施などに取り組むことが必要です。

また、各学校の設置者においては、各学校の現状を把握するとともに、この「審議のまとめ」を踏まえた地域や関係機関等との連携や校内組織体制の整備・充実が図られるよう、積極的な助言や支援を行うことが強く期待されます。

そして、各学校においては、校長等管理職のリーダーシップの下、校内の組織体制の整備及び既存のものを含めた学校内外の多様な連携体制を生かしながら、各学校の実情に応じた実効的・持続的な学校安全の取組を計画的に推進することが必要です。

この「審議まとめ」に基づき、国・都道府県等の担当課・学校の設置者・各学校がそれぞれの立場から必要な連携を図りつつ着実な取組を重ね、全国の学校で、組織体制の整備と地域等との連携を基盤とした実効的・持続的で安全・安心な学校づくりが進められることを切に願います。

令和〇年〇月

学校安全の推進に関する有識者会議

1 学校安全を推進するための組織体制の整備・充実に関するこれまでの議論

学校において、児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が不可欠の前提である一方で、子供の安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化しており、学校の努力だけでは防止できない事案も発生している。

また、学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることから、学校、地域、関係機関等が連携し、組織的に実効性のある持続可能な学校安全を推進することが強く求められている。

具体的には、例えば、地域防災担当部局と連携したより実践的な避難訓練、警察署等と連携した交通安全教育、消防署等と連携した一次救命等に関する教職員研修及び児童生徒への救命に関する実習の実施、登下校の見守りをはじめとする児童生徒等の安全・防犯のためのスクールガード及びスクールガード・リーダーの継続的な確保、専門家と連携した学校の安全点検の実施など、地域や関係機関と連携したより多様で実践的な取組が必要となっている。

この点、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第30条では、学校において地域の関係機関等との連携を図るよう努めるものと定められるとともに、第3次学校安全の推進に関する計画¹（令和4年3月25日閣議決定）においても、「セーフティプロモーションスクール²の考え方を取り入れ、学校医等の積極的な参画を得ながら、学校種や児童生徒等の発達段階に応じた学校安全計画自体の見直しを含むPDC Aサイクルの確立を目指す。」ことや、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）³や地域学校協働活動⁴などの学校と地域の連携・協働の仕組みを活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことや、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみでの防犯・交通安全・防災等の取組を行うことが必要である。」との記載があるように、セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の取組の充実や、コミュニティ・スクールの仕組み（学校運営協議会制度）の活用を含む地域との連携・協力の必要性が指摘されている。

さらに、学校安全の中核となる教職員の位置付け及び研修の充実について学校現場の実態が追い付いていないことなどが指摘されており、学校及び学校設置者において取組がより実効的なものとなるよう、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築を全国的に推進することが指摘されている。

以上のことについて、令和6年度「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（令和5年度実績）」結果⁵において、例えば、「地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用している学校」は72.4%、「学校安全の中核となる教職員として安全主任等を位置付

¹ 学校保健安全法第3条に基づき国において策定する計画。

² 学校安全に関する指標（組織、方略、計画、実践、評価、改善、共有）に基づいて、学校安全の推進を目的とした中期目標・中期計画（3年間程度）を明確に設定し、その目標と計画を達成するための組織の整備とS-PDCAS サイクルに基づく実践と協働、さらに分析による客観的な根拠に基づいた評価の共有が継続されていると認定された学校を認証する取組。

³ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を置く学校。学校運営協議会は、同規定に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。

⁴ 社会教育法第5条第2項に規定する、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で児童生徒等の学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

⁵ 学校安全ポータルサイト「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」より
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/report-gakkouanzen/index.html>

けている学校」は58.2%となっている。また、「学校安全計画の見直し等に関わっている関係者」は、地域住民が34.7%、消防や警察等の関係機関が46.5%、学校の設置者が37.4%、「危機管理マニュアルの見直し等に関わっている関係者」は、地域住民が12.4%、消防や警察等の関係機関が19.0%、学校の設置者が29.4%と、未だ不十分である。そのため、各学校における実効的・持続的な学校安全の取組の充実のために、組織体制の整備・充実を図ることやそれに基づく取組を進めることが重要であると考えられる。

2 学校安全を推進するための地域や関係機関等との連携体制の整備

(1) 基本的な考え方

- 学校安全の課題が複雑化・多様化する中において、児童生徒等が生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することを目指す「安全教育」や、児童生徒等の安全を確保する「安全管理」の取組を進めるために、各学校と地域の関係者等との連携の充実を図ることが一層求められている。
- 過去の事件・事故・自然災害等の被害を繰り返さないために、これまでに得られた学校安全に関する知見を子供の視点も取り入れながら取組に活かすとともに、学校の設置者、PTA、自治会、自治体の防災・安全担当部局、警察・消防等の関係機関・団体、地域のボランティアなど、学校安全の各領域に関わる多様な主体と学校との協働を継続的に進める必要がある。
- 学校保健安全法第30条において地域の関係機関等との連携が定められているとともに、第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）においても、「全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する」と記載されていることを踏まえ、持続可能かつ組織的に学校安全の質の向上を図るためには、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みを最大限活用することが効果的である。
- 学校運営協議会は、「学校運営」や「学校運営への必要な支援」に関する協議を行う機関であり、学校と地域の防災体制の強化や通学路の安全等、学校安全の観点で課題となっていること等について保護者や地域住民等の関係者による協議を行うことなどは、関係者の理解と協力を得た学校運営や効果的な取組の実施に生かしていく上で有効である。
- 各学校で策定することが義務付けられている学校安全計画や危機管理マニュアルについて、地域の関係者が参画する継続的な仕組みである学校運営協議会の場で共有し、その実効性について協議を行うことは、持続可能な学校安全の取組を充実させる観点からも効果的である。

- 学校運営協議会や地域学校協働活動の関係者に、通学路及び学校の安全点検や避難訓練など日頃の学校安全の取組等にも参画していただき、外部の視点を取り入れた評価や、各種取組の見直しを進めていくことは、学校安全の取組の実効性向上につながる方策の1つである。
- 自然災害や犯罪被害などに関しては、地域においても共通の課題であることから、地域の実情を踏まえた安全確保を考える際に学校と地域の双方の視点が必要である。学校運営協議会において、自治体の防災・安全担当部局⁶や警察・消防等の関係機関・団体などの学校安全に関わる地域のステークホルダーとなる関係者も交えて協議を行うことは、地域の安全に関する課題を踏まえながら、学校安全の取組の質の向上を図るとともに、地域における防災・防犯の実効性を高める上でも有効である。例えば、在校時に災害が発生した場合の緊急避難先などについて、学校運営協議会の場を通じて、学校と地域の合意形成を図ることも1つの方策である。
- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みを活用して学校安全の取組を進めていくことは、地域や関係機関・団体との連携強化、外部評価や改善を継続的に進めていく上で有効であり、セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の推進につながるものである。その際、各地域・学校におけるこれまでの事件・事故の発生状況等のデータを活用して議論することも期待される。

(2) 地域や関係機関等と連携した取組の実効性を高めるための留意点

- 校長等の管理職のリーダーシップの下、各学校の実態も踏まえつつ、学校運営協議会の議題に応じて学校安全に関わる教職員が参画するなど、協議の成果を組織として円滑に活用・推進できるよう体制を工夫することが求められる。また、こうした取組の充実に当たっては、学校の設置者による適切な助言や支援が必要である。
- 家庭や地域、行政等の関係者間で共通理解を図るとともに、連携・協働を進める中で適切な役割分担を行うことにより、教職員の負担にも配慮しながら、児童生徒等の安全確保の強化につなげていくべきである。具体的には、学校運営協議会の場において学校安全について協議することで、例えば、避難訓練等の学校安全に関する取組や安全教育、通学路の安全確保等の対応について、多様な関係者と効果的な連携を図りつつ、その内容の充実や教職員の負担軽減を図ることに繋がることを期待される。

特に、登下校時の安全については、学校保健安全法により、学校においては、通学を含めた安全に関する指導を行う⁷ことや、児童生徒等の安全確保のために保護者や関係機関等と

⁶ 自治体の防災・安全担当部局の参画を得ることは、学校運営協議会の役割や学校安全の取組について首長部局の理解・認識を深め、地域全体の防災の取組と学校安全の取組との連携・調整を図る上でも意義あるものと考えられる。

⁷ 学校保健安全法第27条

連携を図るよう努める⁸ものとされるとともに、「学校・教師が担う業務に係る3分類」⁹においては、登下校の通学路における見守り活動の日常的・直接的な実施については、「基本的には学校以外が担うべき業務」であると整理されている。こうしたことを踏まえ、児童生徒等の登下校時の安全確保のために、学校が果たすべき役割と保護者や関係機関等と連携した対応の在り方について、学校運営協議会の場で確認することは効果的な取組の1つである。

- これらの取組を進める際には、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員・地域コーディネーターの役割が大変重要であり、その更なる配置・活用を進めることが望まれる。
- 小中一貫教育など、2以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、複数校で1つの学校運営協議会を設置することが可能¹⁰であり、この中で、安全に関する地域の共通課題や、小学校から中学校へのつながりを持たせた安全教育などを協議することも効果的である。
- 本項目で述べた、地域や関係機関等と連携した取組の実効性を高める留意点は、学校運営協議会を未設置の公立学校はもとより、国立学校や私立学校においても共通して重要となる考え方であり、地域や学校において子供たちの安全に関して協議を行う場について、必ずしも学校安全に特化しない既存の会議や機会等（例えば、地域と学校が連携・協働する取組を実施するなどの、保護者や地域住民が来校する機会等）を含めて、積極的に活用することが重要である。

（3）今後の施策に関する提言

国、各教育委員会

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みの活用により学校安全の取組を充実させている好事例の横展開や、具体的な協議の手法等を学ぶ研修の実施など、各学校における取組を後押しする具体的な方策を講ずることが必要である。

各教育委員会や学校法人等の学校の設置者

- 学校安全を取り巻く課題が複雑化・多様化する中であって、学校安全の取組の実効性を効果的かつ継続的に高めていくために、学校、保護者や地域住民、関係機関等が、課題への対応について共通の認識をもって、連携・協働を図っていくことが不可欠である。このため、各教育委員会等の学校の設置者においては、各学校の地域や関係機関等との連携体制の構築

⁸ 学校保健安全法第30条

⁹ 学校における働き方改革の推進のため、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理している。「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31(2019)年1月25日中央教育審議会）において提言されたもの。

¹⁰ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項ただし書に規定する2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令に規定。

に向けた積極的な支援や助言を行うことが必要である。

各学校

- 地域の実情を踏まえた登下校時を含む児童生徒等の安全確保をはじめ、将来の地域社会における安全の確保の担い手となる人材育成の観点からも、学校と保護者、地域住民等が適切に連携・協働しながら、各学校の学校安全計画や危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築、各種訓練等学校安全の取組の充実をはじめとした、組織的・継続的な学校安全の推進体制を構築することが必要である。
- このため、地域の実情等を踏まえた児童生徒等の安全確保や安全教育について、学校運営協議会や、既存の会議や機会等（例えば、地域と学校が連携・協働する取組を実施するなどの、保護者や地域住民が来校する機会等）を活用し、協議を行うことが有効である。

3 学校安全の中核を担う教職員及び校内組織体制の整備・充実

(1) 基本的な考え方

- 各学校における学校安全の校内組織体制の整備・充実に当たっては、学校安全を学校経営方針の柱に位置付け、校長等の管理職のリーダーシップの下、教職員組織として適切な役割分担を行い、家庭・地域・関係機関等と連携・協働しながら、様々な活動の際に、学校全体で常に児童生徒等の安全を最優先に考える、いわゆる「安全文化」の醸成を図っていくことが必要である。
また、教育委員会や学校法人等の学校の設置者においては、設置する各学校において、学校安全の校内組織体制の整備・充実が図られるよう、必要に応じて指導・助言を行うことが求められる。
- 各学校の学校安全の取組が、防災・防犯・交通安全等の地域全体の課題への対応に資するものとなるよう、教育委員会や学校法人等の学校の設置者において、中学校区規模で域内の学校間や関係機関等の連携を促すことも効果的である。その際、自治体の関係部署や地域の機関等との連携を密にし、各学校において様々な分野の安全に関する情報のアップデートが適切に実施されるようにしていくことも重要である。
- 校長等の管理職が、学校安全の3領域（生活安全・交通安全・災害安全）や地域との連携等について、全ての調整を行うことは困難であることから、学校安全の取組を組織的かつ、実効的・継続的に推進するための「学校安全の中核を担う教職員（以下、「中核を担う教職員」と言う。）」を校務分掌に位置付ける必要がある。その際、中核を担う教職員は、求められる役割を踏まえ、中堅教諭等、一定程度の幅広い業務経験や学校運営への関与経験のある人材を充てることが望ましい。

- 学校においては、全ての教職員が学校教育活動全体を通じた安全教育を実施するとともに、事故の未然防止、事件・事故、災害等発生時には、緊急避難や救命処置などの適切な対応を行う必要がある。このため、中核を担う教職員のみが学校安全の全ての役割を担うのではなく、中核を担う教職員を中心としつつ、教職員全体で適切な役割分担を行い、その円滑な実施を図ることが必要である。その際、特に学校保健、生徒指導、地域との連携、施設・設備の整備に関する学校事務などの分野等と学校安全の活動との関わりが大きいと考えられることから、各担当等とも効果的な連携を図ることが期待される。

- 学校における働き方改革の観点から、「学校・教師が担う業務に係る3分類」等の考え方を踏まえ、「学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」は職員等が担うなど、教師の過度な負担とならないよう留意した上で、学校全体として地域の多様な関係者を含め効果的な連携を図ることが重要である。その際、2（2）で述べたとおり、地域等との連携の観点から、学校安全に関する取組について学校運営協議会等の場で議題とすることも効果的である。
 さらに、例えば学校の安全点検において、学校を支援する地域の人材の参画を得て、教職員以外の目を加えた点検を行うことが、複数の目で子供たちの安全を守ることに加え、教職員の負担軽減に繋がっている事例¹¹もあり、こうした取組は学校における働き方改革の観点からも有効と考えられる。

- 中核を担う教職員の人事異動や校務分掌の変更等がある際には、全般的な業務や連携先などの引継ぎが着実に行われるなど、学校安全の取組が切れ目なく組織的に推進されるよう、例えば、各学校の実情に応じて、中核を担う教職員の補佐役（サブリーダー）の教職員を位置付けるなどの校内組織体制の整備も考えておく必要がある。

- 学校安全に関する校内組織は、必ずしも学校安全を主たるテーマとする組織（例：学校安全委員会等）だけでなく、地域との連携の観点も含めた校内の既存の部会や委員会等を活用するなど、地域の実情や学校の規模等に応じて効率的かつ効果的な手法とすることも考えられる。

（2）各教職員に求められる役割

- 3（1）で示した基本的な考え方を踏まえ、各教職員に求められる役割について整理する。（※1）
（全ての教職員）
 - ・ 児童生徒等が学校生活を送る上での不可欠の前提である学校安全の重要性を理解し、その推進のための具体的な課題を認識している。

¹¹ 学校における安全点検に関して、教職員の負担軽減に資する取組等の事例等を紹介する資料として文部科学省「学校における安全点検要領（令和6年3月）」（<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>）がある。

- ・ 学校安全計画及び危機管理マニュアルに基づいて自らの役割に係る取組を進めるとともに、その見直しに参画する。
- ・ 学習指導要領に基づく教科等横断的な視点に立った安全教育（日常の安全に関する指導を含む）を行う。
- ・ 学校の施設・設備等の安全点検（※2）や事故の未然防止に関する安全管理¹²、事件・事故、災害等発生時の対応（緊急避難や一次救命処置など）を行う。

（校長等の管理職）

- ・ 学校経営に学校安全を位置付け、全ての教職員に学校安全の方針を示す。
- ・ 中核を担う教職員を校務分掌に位置付けること等を通じて校内組織体制を整備する。
- ・ 事件・事故・災害等発生時における児童生徒等の安全確保（未然防止に係る取組の推進、再発防止策の検討とその取組の徹底を含む）のための組織的対応について、リーダーシップを発揮して推進する。
- ・ 家庭・地域・関係機関等との連携体制を整備するとともに、学校運営協議会等における協議や合意形成等を通じて、学校安全の方針について共通理解を図る。
- ・ 学校安全に関する教職員研修の重要性を理解し、適切に受講できるようマネジメントを行う。

（中核を担う教職員）

- ・ 学校経営方針に基づき、校内組織が円滑に機能し、安全教育・安全管理に関する取組が最大の効果を上げられるよう、組織活動の観点も踏まえた調整及び指導・助言を行うなど、教職員のけん引役として活動する。
- ・ 実効性のある学校安全計画・危機管理マニュアルの策定・見直しに向けて、学校が置かれている地域的特性等を踏まえつつ中心的役割を果たす。
- ・ 「学校事故対応に関する指針」や「学校における安全点検要領」等、学校安全に関する基本的な資料等に基づく取組を推進する。
- ・ 学校安全に係る校内研修を企画・実施する。
- ・ 学校安全に関する地域・関係機関等との連絡会議等へ参加するなど、外部機関等との連絡調整の窓口としての役割を果たす。（※3）

※1 例示した当該役割分担については、各学校の規模や教職員数等が異なるため、各学校の実情に応じた分担を考える必要があり、校長等の管理職がリーダーシップを発揮して校内組織体制を整備する必要がある。

※2 学校の施設・設備等の安全点検は、令和6年3月に文部科学省が作成した「学校における安全点検要領」も活用し、外部人材の活用及び、事務職員や用務員、支援員等の職員との

¹² 「学校事故対応に関する指針」及び「学校における安全点検要領」に示された内容の共通理解を図り、自校の危機管理マニュアルに沿って落ち着いた的確に対応ができよう、自身の役割（対応に必要な関係機関等の連携先等も含む）、事故等発生時の優先事項（管理職への報告等よりもその場における救命処置が最優先であることや、災害時等緊急時の避難場所等）などを理解しておく必要がある。

連携など、教師の負担軽減を図りつつ効果的に役割分担することが想定される。

※3 外部機関等との連絡調整については、2（2）で述べた地域学校協働活動推進員・地域コーディネーターの配置・活用により、効果的に役割分担することも考えられる。

（3）今後の施策に関する提言



- 中核を担う教職員の配置促進を踏まえ、学校安全3領域において、地域等と連携し組織的・計画的に実践・改善を継続する学校を認証する制度であるセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の推進について、モデル的な取組の実施・展開を行い、その普及を更に推進するべきである。

各教育委員会や学校法人等の学校の設置者

- 全ての学校において、学校安全を学校経営方針の柱に位置付けるとともに、全ての教職員により学校安全の活動等が組織的に取り組まれるよう、校務分掌に中核を担う教職員を位置付けた校内組織体制を構築することが重要であることを踏まえ、各学校の体制整備に向けた研修などの積極的な支援や助言が必要である。
- 各学校の校長等の管理職に対する指導の徹底とともに、中核を担う教職員を対象として、市区町村や中学校区等の単位で、既存の会議なども活用しながら、各学校が有する課題の共有や意見交換等を行うことができる機会の設定などをしていくことも必要である。
- 各学校における中核を担う教職員について、職務内容を踏まえた適切な処遇等について検討するべきである。
- また、令和6年8月27日に取りまとめられた中央教育審議会答申（「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について）¹³において、「近年、学校では（略）防災・安全教育（略）といった学校横断的な取組への対応などの学校が組織的に対応すべき事象が多様化・複雑化している。（略）このため、学校の組織的・機動的なマネジメント体制の構築に向けて、（略）学校横断的な取組への対応について、学校内外との連携・調整機能を充実させるため、「新たな職」を創設し、中堅層の教師をこの新たな職として学校に配置することができるような仕組みを構築することが必要」と示されたところであり¹⁴、各教育委員会は、今後、こうした動きを踏まえ、校内組織が円滑に機能し、安全教育・安全管理及びそれらを推進する組織活動に関する取組が最大の効果を

¹³ 学校の指導・運営体制の充実における組織的・機動的なマネジメント体制の構築に向けて、学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、「新たな職」の創設の必要性が示されたところ。「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）（令和6（2024）年8月27日中央教育審議会）において提言されたもの。

¹⁴ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」（令和7年2月7日閣議決定）では「主務教諭の職の新設」が盛り込まれている。

上げられるよう、積極的な活用を検討していくべきである。

- 都道府県によっては、各市町村の1校以上の学校の主幹教諭の業務として「学校安全」を担当し、学校における学校安全全般の活動の取りまとめや、学校安全の先進的な実践の普及、域内の学校安全の地域連携推進及び学校安全担当者への支援等を行っている事例がある。また、市区町村によっては、中核を担う教職員として、域内の各学校において学校安全推進責任者や学校安全主任を位置付けて組織的に取組を進めている事例もあり、これらについても、各都道府県及び市区町村の教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、組織的な学校安全推進体制を構築する際の参考とすべきである。

各学校

- 校務分掌に中核を担う教職員を位置付ける際には、校内のみならず、地域連携推進の窓口ともなりうることを踏まえ、当該教職員が学校安全の中核を担っていることを学校から地域・家庭等へも発信するなどし、学校内外に明確に認識されるようにするべきである。
- 各学校の中核を担う教職員が、校内でその役割を適切に果たすことができるよう、校長等の管理職は、分担させる業務量の配慮、学校安全計画に基づく取組等の進捗確認や適切な指導・助言など、マネジメントの役割を着実に果たすことが必要である。

4 教職員の学校安全に関する資質能力の向上とそれを支える環境整備

(1) 基本的な考え方

- 3(2)で示した各教職員に求められる役割を踏まえた資質能力の向上とそれを支える環境整備について、以下のように整理する。

- ・ 全ての教職員は、学校教育活動全体を通じた安全教育の実施、及び学校における事故を防止するために、全国の学校等で発生した重大事故や、校内等で発生したヒヤリハット事例を知り、事故防止策を理解するとともに、万が一事故が発生した場合には、児童生徒等の安全確保を最優先として、被害を最小限にとどめる対応、事故に遭った被害児童生徒等の心のケアやその保護者の支援などについて着実に実施できるようにしておく必要がある。

このため、国による研修、教育委員会や学校法人等による研修、さらに各学校による校内研修等を通じて、できるだけ速やかに必要な資質能力を習得できるよう、それぞれの主体が役割分担しながら、計画的な研修等の実施に努める必要がある。

- ・ 校長に求められる基本的な役割は、学校経営方針の提示、組織づくり及び学校外とのコミュニケーションの3つに整理されており、これらの役割を果たす上で、教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力に加え、アセスメ

ントやファシリテーションなどが求められ¹⁵、これらは学校安全と密接な関わりを有する。このため、教育委員会や学校法人等においては、校長等の管理職や将来の管理職となることが想定される教師も含めて、学校安全に関する研修を教員研修計画等に位置付けて実施するなど、計画的に資質向上を図ることが必要である。

- ・ 中核を担う教職員は、学校安全の3領域について基礎的な知識等を身に付けるとともに、自校における学校安全に関する課題を理解し、学校安全の組織的な推進の中心となって、主体的に活動に取り組むことが求められる。

これらの役割を果たすことができるよう、中核を担う教職員向けの研修内容については、安全に関する情報のアップデートに加え、学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・見直しやPDCAサイクルによる各取組の実効的な改善、組織的な活動をけん引するための各メンバーに対する指導・助言などに関する能力の養成の観点が必要である。

- 本項目で述べた、各役職の教職員に求められる資質能力や研修等の考え方は、国立学校や私立学校においても共通して重要であり、国は、設置者の別に関わらず必要な資質能力を向上させる機会が確保されるよう、好事例の横展開を含む積極的な情報共有や研修の機会の提供等を図るべきである。

(2) 今後の施策に関する提言



- 様々な規模・状況の学校があることを踏まえ、教職員の資質向上に資する研修や校内組織体制の整備等について、様々なケースの事例を収集し、横展開を図る必要がある。また、学校における働き方改革の観点を踏まえ、校長等の管理職や中核を担う教職員を含む全ての教職員が、学校安全について負担を軽減しつつ効率的・効果的に学べるよう、e-ラーニング等のオンライン・オンデマンド形式やワークショップなどの実習・演習形式を適切に組み合わせた研修の充実を図る必要がある。
- 教員養成における学校安全の学修については、学校安全の基本的な知識・対応等を身に付ける観点から、学校安全の3領域を着実に取り扱うことや、正常性バイアスなどの心理的な側面等を含む内容の充実を改めて促すとともに、AEDを用いた実習を含む一次救命処置について、消防本部等と連携した実習等による取組の充実を図る必要がある。また、その際、過去に発生した学校における事件・事故等の事例を踏まえて学ぶことで、より現場に即した形で事故の未然防止・発生時の対応について基礎的な理解を深めることが期待されることから、国においては教職課程を持つ各大学等に対して必要な情報提供を行い、こうした取組を促すべきである。

¹⁵ 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（令和4年8月31日改正）より。

国、各教育委員会や学校法人等の学校の設置者

- 4（1）の基本的な考え方を踏まえ、教育委員会や学校法人等においては、校長等の管理職及び中核を担う教職員に対する学校安全に関する研修を、教員研修計画等に位置付けて実施するなど、計画的に対象となる人材の資質能力の向上を図っていくことが必要である。また、こうした研修受講履歴を適切に記録し、必要な規定を整備した上で人材配置に当たっての参考とすることも考えられる。
- 学校安全に関することは、全ての教職員が基本的な知識等を身に付け、その役割を果たすことが重要であることから、法定研修である初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等の悉皆研修において積極的に取り扱うことも強く期待される。
- 中核を担う教職員に対する研修においては、事件・事故、災害等発生時に、全ての教職員が迅速かつ組織的に対応できるようにするための、校内における研修や訓練等の実施計画立案に参考となる内容を取り入れていくことも必要である。

国、各教育委員会

- 近年の学校を取り巻く環境における様々な事件・事故、自然災害等が発生している状況を考慮し、それらの課題等に適切に対応できるような研修を実施していくことが必要である。
具体的には、国や都道府県等の教育委員会による様々な役職別の研修として、
 - ・近年の事件・事故、自然災害等の発生の事例を活用した研修（組織の在り方、各役職の役割、対応方法等）
 - ・校長等の管理職のリーダーシップの下、中核を担う教職員を中心とした組織的な学校安全の先進事例を活用した研修（組織の在り方、各役職の役割等）
 - ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みの活用など、地域と連携した学校安全の先進事例を活用した研修（効果的な取組の方法、各役職の役割等）
 - ・学校が所在する地域の災害特性等を踏まえた危機管理マニュアルの作成・見直しに関する研修 などについて充実に努める必要がある。
- 国や都道府県等の教育委員会が研修を実施する際には、域内の国立大学附属学校及び私立学校関係者にも参加を促すなど、各地域全体での資質能力の向上や連携体制の強化を図ることが必要である。

各教育委員会や学校法人等の学校の設置者、各学校

- 校長等の管理職や中核を担う教職員は、国が主催する役職別の研修や学校安全ポータルサ

イトのe-ラーニング¹⁶を活用するなどして、なるべく早期に、それぞれの役職に応じた学校安全に関する基本的な知識等を身に付けることが必要である。このため、教育委員会や学校法人等の学校の設置者、各学校の校長等の管理職が、対象となる人材に対して、適切なタイミングでこれらの研修の受講を促していくことも重要である。

- 各研修の実施に当たっては、学校における働き方改革の観点を踏まえ、負担を軽減しつつ効率的・効果的に学べるよう、その内容に応じて、e-ラーニング等のオンライン・オンデマンド形式やワークショップなどの実習・演習形式を適切に組み合わせる等の工夫も必要である。

各学校

- 学校教育活動全体を通じた安全教育の実施や事故の未然防止、事故発生時の対応（緊急避難や一次救命処置を含む）、災害発生時及び不審者侵入時の対応、学校の施設・設備等の安全点検の対応などは、学校組織の一員として全ての教職員が知識や対応方法等を習得することが重要であることから、校長等の管理職のリーダーシップの下、中核を担う教職員が中心となって、計画的かつ着実に校内研修や訓練等を実施していく必要がある。

¹⁶ 学校安全に関する基本的な知識等については、文部科学省学校安全ポータルサイトのe-ラーニング（初任者等向け研修）を活用することも効果的である。本ポータルサイトでは、教職員を志す学生から管理職までのキャリアステージ別に、学校安全に関して習得しておくべき事項を整理するとともに、各学校・教育委員会の研修や大学の講義等や自己学習教材として活用できる教材として「教職員のための学校安全 e-ラーニング」を公開している。

学校安全の推進に関する有識者会議について

令和6年4月23日
総合教育政策局長決定

1. 設置の趣旨

令和4年3月25日、今後5ヵ年（令和4年度から令和8年度）における学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定され、各学校における安全に係る取組を本計画に基づき総合的かつ効果的に推進することとなった。

本計画に基づき、安全で安心な学校環境の整備、組織的な取組等を一層充実していくため、「学校安全の推進に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）」を設置し、学校安全の推進の在り方について検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 第3次学校安全の推進に関する計画の進捗管理に関すること
- (2) 学校安全に関する政策の推進に関すること
- (3) その他、学校安全に関する取組状況等の調査・分析に関すること

3. 実施方法

- (1) 別紙の有識者等の協力を得て、上記の検討を行う。
- (2) 本会議の下に、ワーキンググループを置くことができる。
- (3) 必要に応じて、別紙以外の関係者に協力を求めることができる。

4. 実施期間

令和6年4月23日から令和7年3月31日までとする。

5. その他

有識者会議の庶務は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室において行う。なお、本要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に際し必要な事項は別に定める。

(別 紙)

学校安全の推進に関する有識者会議 委員名簿

令和6年5月2日現在

- 大木 聖子 慶應義塾大学環境情報学部・准教授
- 小川 和久 東北工業大学総合教育センター・教授
- 北村 光司 産業技術総合研究所・主任研究員
- 木間 東平 葛飾区教育委員会事務局教育指導課・教員研修指導員（全国学校安全教育研究会顧問）
- 桐淵 博 公益財団法人日本 AED 財団・理事（元さいたま市教育委員会教育長）
- 嵯峨 実允 学校法人藤華学院・理事長
- 桜井 愛子 神戸大学大学院国際協力研究科・教授
- 首藤 由紀 株式会社社会安全研究所・代表取締役所長
- 神内 聡 兵庫教育大学・教授
- 平塚 真一郎 宮城県石巻市立青葉中学校・校長
- 藤田 大輔 大阪教育大学・教授
- 山中 龍宏 緑園こどもクリニック・院長
- 吉門 直子 土佐市教育研究所・所長
- ◎ 渡邊 正樹 東京学芸大学・名誉教授

◎：座長
（※50音順、敬称略）

学校安全を推進する組織体制の在り方検討ワーキンググループについて

令和6年5月2日

学校安全の推進に関する有識者会議決定

1. 趣旨

各学校における学校安全計画や危機管理マニュアルの内容やそれに基づく取組の実効性を高めるため、学校安全の中核を担う教職員を中心とした学校安全を推進する校内組織及び、家庭、地域、関係機関との連携・協働による組織的な体制により学校安全を推進していく方策等の専門的な検討を行うために、「学校安全を推進する組織体制の在り方検討ワーキンググループ」（以下、「ワーキンググループ」という。）を有識者会議の下に設置する。

2. 検討事項

ワーキンググループは、以下について検討し、有識者会議に報告する。

- (1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等を生かした組織的な学校安全の推進
- (2) 学校における学校安全計画等に基づく取組の実効性を高める校内体制の推進（学校安全の中核を担う教員の役割及び校内において組織的に進める体制等）
- (3) 組織的に学校安全を推進していくための学校安全の研修の在り方 等

3. 構成員

別紙のとおり

4. 実施期間

令和6年5月2日から令和7年3月31日までとする。

5. その他

このワーキンググループに関する庶務は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室において行う。

学校安全を推進する組織体制の在り方検討ワーキンググループ委員

(50 音順 敬称略)

菊地 志保 大河原町立大河原南小学校 安全担当主幹教諭

桐淵 博 公益財団法人日本 AED 財団 理事 (元さいたま市教育委員会教育長)

桜井 愛子 神戸大学大学院国際協力研究科 教授

首藤 由紀 株式会社社会安全研究所・代表取締役所長

田上 繁樹 熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課学校防災・安全班主幹

平塚 真一郎 石巻市立青葉中学校 校長

◎ 藤田 大輔 大阪教育大学 教授

森 純子 学校法人市川学園市川中学校・高等学校 養護教諭

吉門 直子 土佐市教育研究所 所長

◎ : 主査

(オブザーバー)

渡邊 正樹 東京学芸大学 名誉教授